

雇用維持のための再々拡充

雇用調整助成金特例措置の拡大

< 雇用調整助成金とは？ >

事業の縮小を余儀なくされ、一時的に従業員を休業させ、休業手当を支給することで、手当の一部が助成される制度です。

< どんな事業主？ >

- ☑ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主
- ☑ 労使間で休業協定を締結する事業主
- ☑ 労使協定に基づき従業員を休業させる事業主 ※全員の休業は必要ありません
- ☑ 労働基準法に基づき休業手当を支払う事業主

特例措置が次々と発表されています。 ※令和2年3月27日発表の拡充案のため内容が変更される場合があります

令和2年3月27日発表拡充案

(緊急対応期間として令和2年4月1日～6月30日までの期間が対象)

所定労働が週20時間未満のパートタイマーも対象

入社してすぐの雇用保険被保険者も引き続き対象

前年同月と比較して売上高5%減が必要

支給限度日数 1年100日、3年150日 + 上記対象期間

助成率UP 中小企業(9/10) 大企業(3/4)
※解雇等を行う場合は中小企業(4/5) 大企業(2/3)

新型コロナウイルス感染症特例

(令和2年3月10日発表)

雇用保険被保険者が対象

入社してすぐの雇用保険被保険者も対象

前年同月と比較して売上高10%減が必要

助成率 中小企業(2/3)大企業(1/2)

↓ さらにこんなことが検討されています。 ↓

短時間一斉休業の要件緩和

使いやすく!



残業相殺の停止

わかりやすく!



手続きの簡素化

手続きもしやすく!



助成金の支給を早める動き

早い審査で企業も従業員も安心できる環境へ!

助成額

中小企業

大企業

休業を実施した場合の休業手当に対する助成(率)
(または 教育訓練を実施した場合の賃金相当額)
※対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限

$\frac{9}{10}$ 解雇有の場合
 $\left(\frac{4}{5} \right)$

$\frac{3}{4}$ 解雇有の場合
 $\left(\frac{2}{3} \right)$

教育訓練を実施した際の加算

1人当たり1,200円/日

支給限度日数

1年間で1人当たり100日(3年間で150日)
+
緊急対応期間(4/1～6/30)

ご連絡ください!

SATO社会保険労務士法人 東京オフィス・営業担当

TEL: 03-6831-3310 mail: sato-sales@sato-group.com